

# iシェアーズ NASDAQ トップ30 ETF (愛称：Qトップ/トップ・オブ・ナスダック) 連動指数のご紹介

iShares®  
by BlackRock

## NASDAQ 100 トップ30 (税引後配当込み、国内投信用、円建て)

### NASDAQの上位30社を選定

- 1 NASDAQ 100指数構成銘柄のうち、時価総額上位30社を選定
- 2 四半期ごとに構成銘柄の入替、構成比率の調整
- 3 構成比率は、時価総額加重平均方式



ユニバース	NASDAQ100指数
構成比率	時価総額加重平均方式 ※一定の分散を保つための調整を行います
リバランス参照日 (企業を選定する日付)	2, 5, 8, 11月 最終営業日
再ウェイト参照日 (ウェイトを決める日付)	3, 6, 9, 12月 第2金曜日の取引終了後
リバランス日	3, 6, 9, 12月 第3金曜日の翌取引開始時点

### ウェイト制限のルール概要

#### ウェイト制限 1:

##### 1発行体あたりのウェイトの上限 (22.5%)

- 1発行体のウェイトが22.5%を超える場合、超過分を削減し、上限22.5%に設定
- 超過分は上限未達の発行体に比例配分

#### ウェイト制限 2:

##### 上位発行体の合計ウェイト制限 (48%)

- ウェイトが4.5%超の発行体の合計が指数全体の48%を超える場合、
  1. 発行体をウェイト順に並べる
  2. 4.5%超の発行体の中で、最もウェイトが低い企業から超過分を削減
  3. 合計が48%以下になるまで繰り返す
- 削減分は4.5%未満の発行体に比例配分

指数メソドロジーは[こちら](#)

出所：ブラックロック、NASDAQ、2025年5月19日時点

## 重要事項

当資料は、当ファンドの特色や投資対象、リスク要因および留意点についてご理解を深めていただく目的でブラックロック・ジャパン株式会社が作成した販売用資料です。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

iシェアーズETFへの投資による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。投資をご検討される際は、**取扱い金融商品取引業者にて交付される契約締結前書面等を十分に確認の上、ご自身でご判断下さい。**本資料は信頼できると判断した資料・データ等に基づき作成していますが、その正確性および完全性について保証するものではありません。また、将来の投資成果を保証・約束するものではなく、その内容は将来予告なく変更されることがあります。

### 当ファンドにかかるリスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ■ 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ■ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

#### ■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。また、投資する上場投資信託証券の選定および投資比率の決定においては、当ファンドのベンチマークとの相関性等を考慮しますが、当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。これらの要因は当ファンドにトラッキング・エラーを生じさせる可能性があります。また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に受けることが想定されます。

#### その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

#### ・流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

» 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合

» 投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

#### ・収益分配金に関する留意点

» 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金を支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

» 分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 手数料、費用等について

### ■ 取引所における売買時の手数料

iシェアーズETFを売買する際の手数料は取扱い金融商品取引業者（証券会社）等によって定められます。詳しくは取扱会社までお問い合わせください。

### ■ 信託財産を通じて間接的に支払われる費用

<信託報酬>計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.44%（税抜0.40%）程度で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。

※運用管理費用（信託報酬）の料率は、毎月の運用状況（投資するETFの投資比率および報酬等の料率）に応じて所定の方法により決定されます。

※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

### その他の費用・手数料

上場に係る費用、対象指数の商標の使用料について、ファンドの純資産総額の年0.1045%（税抜0.095%）を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等は、その都度もしくは日々計上され、その都度もしくは毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。投資するETFに係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該ETFにおいて支払われます。有価証券の貸付を行った場合はその都度、信託財産の収益となる品賃料の2分の1相当額以内が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

### 著作権について

©2025 BlackRock Japan Co.,Ltd. All rights reserved. iShares®（iシェアーズ®）およびBlackRock®（ブラックロック®）はブラックロック・インクおよび米国その他の地域におけるその子会社の登録商標です。他のすべての商標、サービスマーク、または登録商標はそれぞれの所有者に帰属します。iシェアーズ®は、ブラックロック・グループが運用を行うETF（上場投資信託）ブランドであり、ブラックロック・インクおよび米国その他の地域におけるその子会社の登録商標です。

本資料で言及されている指数の著作権その他一切の知的財産権は、指数毎の提供会社に帰属します。指数提供会社は、iシェアーズETFのいずれに関しても出資、保証、発行、販売、または販売促進を行うものではなく、またiシェアーズETFへの投資の妥当性についていかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の指数提供会社の関連会社ではありません。

※当資料は、取引所で売買を行う投資家を対象に想定して作成しています。詳細な情報は、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第375号

加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会、日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

〒100-8217 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館